

山梨県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護職員の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設等の開設者が実施する介護ロボット等を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害者支援施設等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び法第5条第17項に規定する共同生活援助、法第5条第2項に規定する居宅介護、法第5条第3項に規定する重度訪問介護、法第5条第8項に規定する短期入所、法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援、児童福祉法第24条の2に規定する障害児入所施設をいう。

- 2 この要綱において「介護従事者」とは、施設障害福祉サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行うものをいう。
- 3 この要綱において、「介護ロボット等」とは、次の（1）から（3）の全ての要件を満たすものをいう。

(1) 目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボット等であること。

(2) 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット等であること。

(3) 市場的要件

販売価格又はリース価格が公表されており、一般に購入又はリース契約が締結できる状態にあること。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、広く一般の障害者支援施設等による取り組みの参考となるような先駆的な取り組みについて支援するものであり、前条第3項に規定する（1）から（3）までの全ての要件を満たす介護ロボット等を導入する事業を対象とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第3項で定めた介護ロボット等の購入又はリース契約に係る費用及び初期設定に要する費用とし、1機器当たり100,000円以上となるものとする。

この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。

また、同機種を複数購入する場合も上限額の範囲内で補助を行うものとする。ただし、次に該当する介護ロボット等に係る費用は、補助の対象外とする。

- (1) 交付決定前に購入又はリース契約を締結したもの
- (2) 本事業と同趣旨の事業による補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの

(補助金の算定方法)

第4条 前条に規定する事業に対する補助基準額は、1機器につき300,000円とし、算出方法は次のとおりとする。ただし、移乗介護又は入浴支援のいずれかの場面において使用するロボット等については、1機器につき1,000,000円とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 介護ロボット等を購入により導入する場合は、補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を補助額とする。
- (2) 介護ロボット等をリース契約により導入する場合は、3年以上のリース契約を締結するものに対し、導入した年度内のリース額と補助基準額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を補助額とする。
- (3) 介護ロボット等導入計画一計画につき、一回の補助とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)及び導入計画書(様式第2号)を、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規則第5条に基づき補助金の交付決定を受けた障害者支援施設等(以下、「補助事業者」という。)は、事業内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。
- (2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数(以下「財産処分制限期間」という。)を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかななければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、精算払とする。

(補助事業者の義務)

第9条 この要綱において補助を受けるためには、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 客観的かつ定量的な指標に基づいて介護ロボット等導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、使用状況報告書(様式第6号)に取りまとめ、知事に報告すること。
- (2) 導入製品の内容や導入効果等についてホームページに公表するとともに、国や県の

ホームページ等での公表に同意すること。

(財産の処分の制限)

- 第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- 2 補助事業者は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。また、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、仕入控除税額報告書（様式第8号）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。

なお、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

様式第 1 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
所在地
法人名
代表者

印

年度山梨県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金交付申請書

このことについて、次により県補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 円
- 2 所要額調書（別紙 1）
- 3 障害福祉分野におけるロボット等導入計画書（様式第 2 号）
- 4 導入すべき機器の見積書
- 5 障害者支援施設等の利用定員数が分かる書類
- 6 その他参考となる書類

障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業所要額調書

施設名 : _____

障害者支援施設等の種別

機器名	見積額	台数	補助対象経費の 実支出額	県補助所要額
	A	B	A×B=C	D
	円	台	円	円
合計		0	0	0

注意事項

- (1) 障害者支援施設等の種別及び障害福祉サービスの区分は、障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設のいずれかを記入すること。
- (2) D欄は、1,000円未満は切り捨てること。

様式第2号

障害福祉分野におけるロボット等導入計画書

1 基本情報	法人名	
	施設・事業所種別	
	施設・事業所名	
2 導入に当たっての情報	介護ロボット等の種別	※「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り」、「入浴支援」のいずれかを記載してください。
	介護ロボット等の製品名	
	機器の特徴（有効性、安全性能の検証情報（※））（※）製造業者又は販売代理店から提供を受け、添付すること。	
	リース・レンタルの場合の契約期間	
	リース・レンタルの場合の契約（予定）期間	
	導入台数	
3 事業に関する情報	事業概要	
	導入スケジュール	
	倫理面への配慮	
	介護ロボット等の導入により達成すべき目標	※介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減等の内容を具体的に記載すること。
	介護ロボット等の導入により期待される効果	※可能な限り定量的に記載すること。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者

所在地

法人名

代表者

印

年度山梨県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業計画を次のとおり変更したいので、承認してください。

1 変更の理由

2 申請額 金 円

3 所要額変更調書 (別紙1)

4 障害福祉分野におけるロボット等導入計画書
(様式第2号に変更箇所を赤字で記載すること)

5 導入すべき機器の見積書

6 その他参考となる書類

障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業所要額変更調書

施設名 : _____

障害者支援施設等の種別

機器名	見積額 A	台数 B	補助対象経費の 実支出額 A×B=C	県補助所要額 D
	円	台	円	円
合計		0	0	0

注意事項

- (1) 障害者支援施設等の種別及び障害福祉サービスの区分は、障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設のいずれかを記入すること。
- (2) D欄は、1,000円未満は切り捨てること。

様式第4号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者

所在地

法人名

代表者

印

年度山梨県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業計画を次のとおり中止（廃止）したいので、承認してください。

中止（廃止）の理由

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者
所在地
法人名
代表者 印

年度山梨県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る事業実績について、次のとおり書類を添えて報告します。

- 1 精算額 金 円
- 2 所要額精算調書（別紙1）
- 3 導入した機器の納品書、領収書、写真
- 4 その他参考となる書類

振込先

金融機関名	銀行	支店
預金種別	普通預金	・ 当座預金
フリガナ 口座名義		
口座番号		

障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業所要額精算調書

施設名 : _____

障害者支援施設等の種別

機器名	見積額 A	台数 B	補助対象経費の 実支出額 A×B=C	県補助所要額 D
	円	台	円	円
合計		0	0	0

注意事項

- (1) 障害者支援施設等の種別及び障害福祉サービスの区分は、障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設のいずれかを記入すること。
- (2) D欄は、1,000円未満は切り捨てること。

障害福祉分野におけるロボット等使用状況報告書

1 基本情報	法人名	
	施設・事業所種別	
	施設・事業所名	
2 導入に当たつての 情報	介護ロボット等の種別	※「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り」、「入浴支援」のいずれかを記載すること。
	介護ロボット等の製品名	
	購入又はリース・レンタルの別	
	リース・レンタルの場合の契約期間	
	導入機器 1 台当たりの金額	
	導入台数	
3 事業に関する 情報	介護ロボット等の使用状況 (使用する業務・使用頻度等)	※業務内容、使用する時間帯、稼働頻度等を具体的に記載すること。
	介護ロボット等の導入効果 (導入による業務改善状況等)	※介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減、従事者(利用者)の満足度等、具体的に記載すること。
	介護ロボット等の導入の課題	※介護ロボットの機能に関すること、使い勝手に関することなど具体的に記載すること。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者

所在地

法人名

代表者

印

山梨県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金により取得した機器に係る財産処分の承認について（申請）

山梨県補助金等交付規則及び山梨県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金の規定にの規定に基づき、次の処分について承認願います。

- 1 処分の種類（該当するものに○）
（有償譲渡、有償貸付、無償譲渡、無償貸付、交換、廃棄）

- 2 処分の概要
補助年度
処分制限期間
経過年数

- 3 経緯及び処分の理由

- 4 参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

補助事業者

所在地

法人名

代表者

印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった山梨県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金について、交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 山梨県補助金等交付規則第13条に基づく額の確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 添付書類
2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の積算内訳等